

1. 件名：福島第一原子力発電所における1／2号排気筒ドレンサンプピット水位低下事象に係る面談
2. 日時：令和元年11月29日（金）11時30分～12時10分
3. 場所：原子力規制庁9階会議室
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
松井安全審査官、田上係員、高松係員
長官官房 総務課 事故対処室
齊藤室長補佐
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー電気・機械設備グループ 担当2名
運転・保安グループ 担当1名
5. 要旨：
 - 東京電力ホールディングス株式会社より、1／2号排気筒ドレンサンプピット水位低下事象について、資料に基づき以下の説明があった。
 - 11月28日に、本事象は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく報告事象に該当すると判断したこと。
 - 応急対策として、移送ポンプの起動・停止の設定を変更したこと。
 - 事象の確実な検知及び設定変更後の傾向把握のため、トレンドデータの確認を1日に1回行うこととしたこと。
 - 原子力規制庁は、上記説明を確認し、以下の対応を求めた。
 - 水位監視を行っている箇所について、予防処置として水平展開を行い監視が確実に行われているかを確認すること。
 - 引き続き、原因調査の結果及び対応策について説明すること。
 - 特に、汚染拡大の防止と漏えい防止対策については、速やかに検討し説明すること。
6. その他
資料：
 - 1／2号排気筒ドレンサンプピット水位低下事象について